

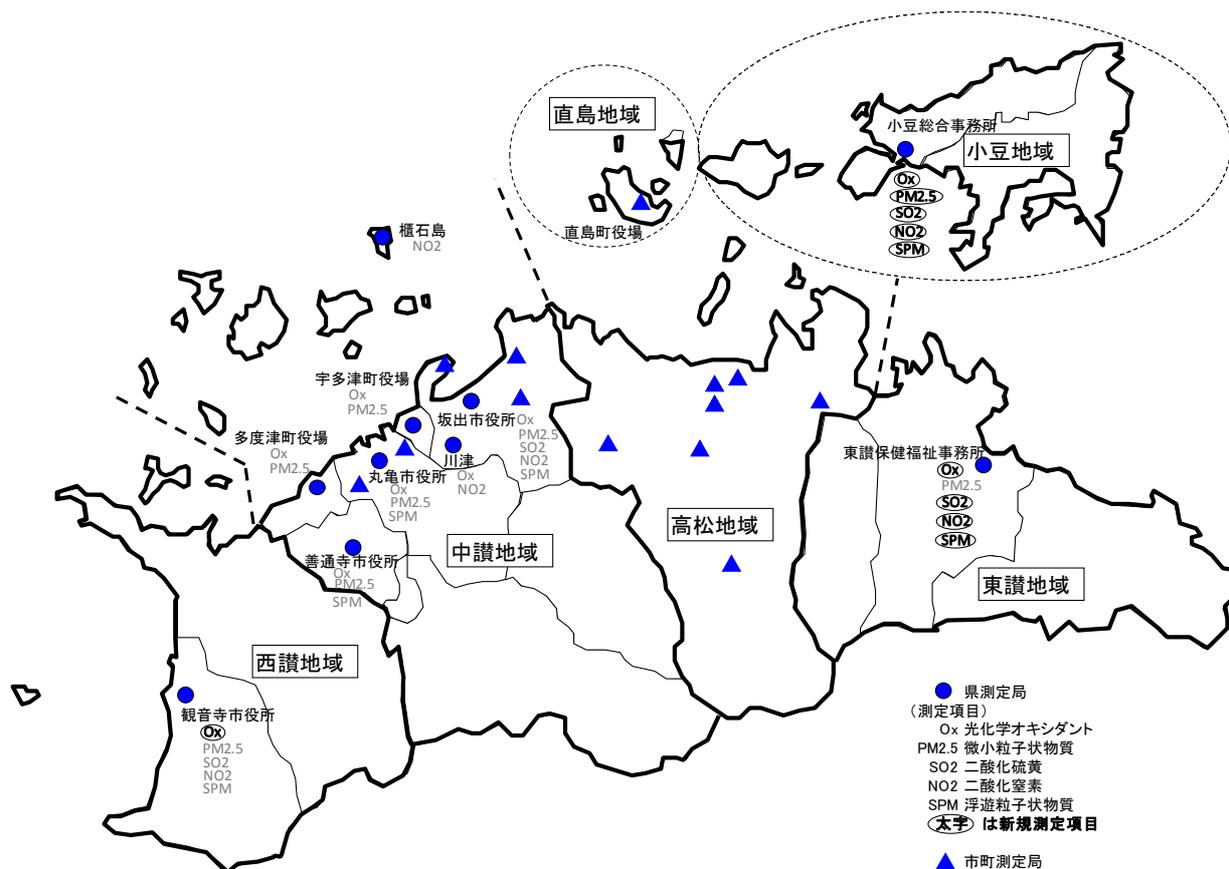
大気汚染常時監視体制の再構築等について

昭和 40 年代以降、県では、集中立地型大気汚染に対応するため、中讃の工業地帯を中心に大気汚染常時監視を実施してきましたが、近年の微小粒子状物質（PM2.5）に代表される広域的な大気汚染に対応するため、平成 27 年 7 月の大気汚染常時監視システムの更新に合わせて、常時監視体制を再構築するとともに、光化学オキシダント注意報等の発令対象地域を見直します。

1 大気汚染常時監視体制の再構築

広域的な大気汚染に対応するため、PM2.5 や光化学オキシダント等の測定機器を平成 27 年 7 月までに「小豆」、「東讃」、「西讃」に整備します。

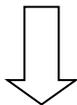
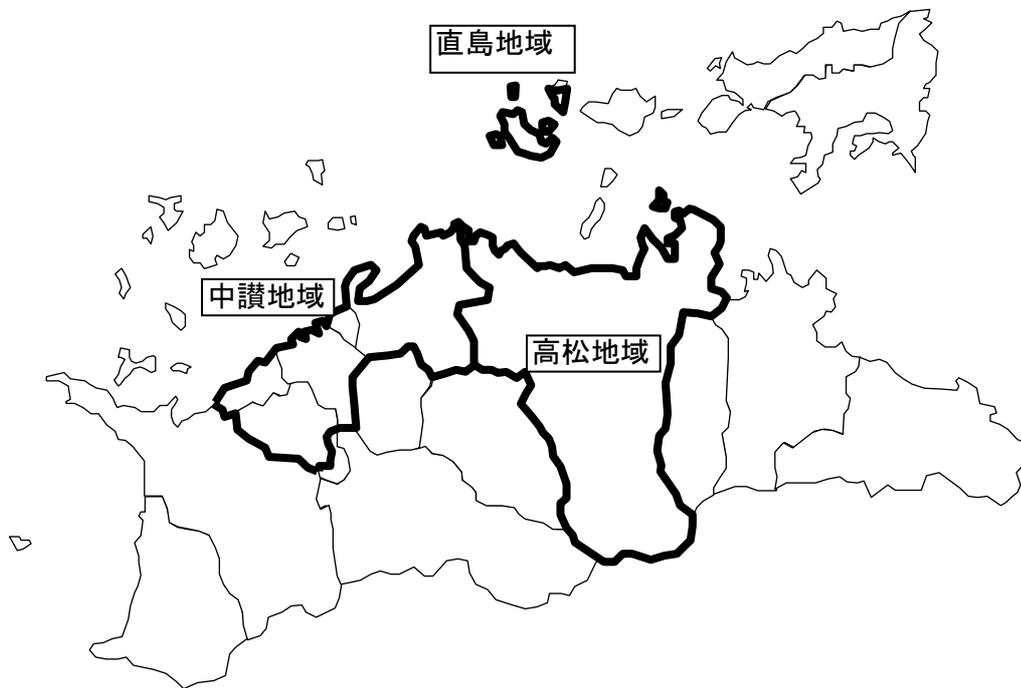
○再構築後の測定局と県測定局の測定項目【平成 27 年 7 月～】



2 光化学オキシダント注意報等の発令対象地域の見直し

これまで、「高松」、「中讃」、「直島」が対象であった光化学オキシダント注意報等の発令地域について、平成27年7月から県下全域が対象となるように見直します。

○現在の光化学オキシダント注意報等の発令対象地域



○見直し後の光化学オキシダント注意報等の発令対象地域【平成27年7月～】

